

地域間税収格差の顕在化が示唆するもの

企画調整室（調査情報室） 河手 雅己

はじめに

いわゆる格差問題の一つである、地域間の税収格差の是正が、政治課題に浮上している。この課題への対応をめぐる「ふるさと納税」構想が提起され、本年10月5日にその報告書がまとめられたところである¹。

しかし、税収格差を是正するためのスキームとしては、既に地方交付税制度が存在している。また、政府の長年にわたる課題である地方分権の推進は、地域間の相違（格差）を容認することでもある。政府は、地方分権の枠内で格差をどこまで是正するかという、難しい判断に直面している。

本稿では、税収格差の現状を概観するとともに、その背景にある我が国地方税体系の特徴や、交付税制度との関係などについて論じることとしたい。

1. 税収格差の現状

近年の好調な税収の伸びとは対照的に、地域間の税収格差が拡大している。平成17年度における地方税の偏在状況を見ると、地方税全体では東京都と沖縄県の差は3.2倍、法人二税²では東京都と長崎県の差は6.5倍にまで拡大している。政府はこの問題について、地方税財政上の構造的な原因・論点を早急に詰め、効果的な方策を検討・整理するとしている³。

格差を表す指標は様々であるが、本稿では「変動係数」⁴を用いて都道府県間の税収格差を見ることとする。図表1は、47都道府県について、一人当たり地方税収の偏在の長期的な推移を見たものである。これによると、昭和54(1979)年度を底に拡大した税収格差は、平成元(1989)年度にピークを迎えた。その後、バブル経済の崩壊に伴う税収の減少に歩調を合わせるように税収格差は縮小し

¹ 「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日）においても、「「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。」との記述がある。「頑張る地方応援プログラム」、「地域力再生機構（仮称）」と並ぶ、政府の近年の地方重視路線の一環として位置付けられる。なお、総務省「ふるさと納税研究会」がまとめた上記の報告書では、自治体（出身地に限らない）への寄附金に個人住民税の税額控除を導入することなどが盛り込まれた。

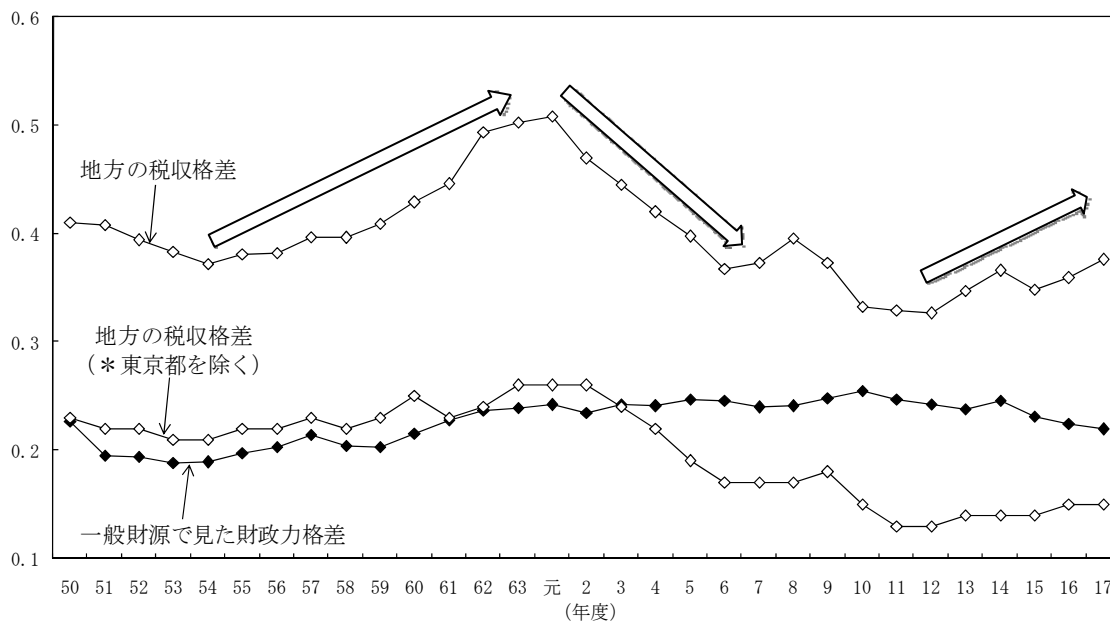
² 法人二税とは、法人住民税（法人道府県民税、法人市町村民税）及び法人事業税を指す。

³ 「地域間の財政力差の縮小について」（経済財政諮問会議 菅議員・尾身議員提出資料 平成19年4月25日）

⁴ 変動係数とは、異なる統計集団の分布の広がり（分散）の程度を比較するため、標準偏差を平均値で除した値である。この値が大きいほど、散らばり（偏在）が大きいことを示す。

たが、12(2000)年度を底として再度拡大に転じている。このように、足元で税収格差が緩やかに拡大しているのは事実であるが、相対的には、80年代の方が格差は総じて大きかったことが分かる⁵。

図表1 一人当たり地方税収等に係る変動係数の推移



(注1) 一般財源は、地方税に地方譲与税、地方交付税(地方特例交付金を含む)を加算したもの。

(注2) 地方税の計数は、決算ベース(超過課税、法定外税等を含む)。

(出所) 総務省「地方税に関する参考計数資料」等より作成

足元の税収格差拡大の要因については、交付税の削減時期とおおむね重なることから、交付税の削減がその主因であるという見解がある⁶。その一方で、一部自治体からは、「地方税の偏在は交付税によって調整されている」、「地方税の偏在自体も長期的には縮小している」などの主張があがっている⁷。そこで、地方税に交付税(地方特例交付金を含む)や地方譲与税を加えた一般財源の偏在度を見ることとする。

これによると、一般財源で見た偏在度は、地方税収だけの場合に比べて、おおむね半分程度にまで調整されている。変動係数はこの30年間、ほぼ一定の水準にあり、交付税の強力な財政調整機能を裏付けるものとなっている。また、

⁵ 80年代と比較すると、現在の格差水準は必ずしも大きくないにもかかわらず、大きな政治課題になっている要因の一つに、地方交付税をめぐる環境変化が考えられる(後述)。交付税の削減を伴わなかった80年代の格差拡大に比べ、交付税の削減を伴う近年の格差拡大は、特に交付団体にとって、より切実な問題として認識されるのであろう。

⁶ この場合の格差は、交付税を含めた一般財源で見た格差を指す。一般に「格差」と言う際には、交付税による調整前と調整後のいずれを指しているのかに留意する必要がある。

⁷ 例えば、東京都「大都市狙い撃ちの「財政力格差是正論」への反論」(平成19年6月)

足元に限って見れば、変動係数はごくわずかながら低下している。交付税の削減は、不交付団体に対しては影響を与えないため、不交付団体と交付団体との格差は拡大するはずである。しかし、それを勘案したとしても、47都道府県で見ると、一般財源の格差は拡大していないと見ることもできる。

なお、東京都を除く46道府県の地方税収の変動係数を見ると、東京都を含む場合に比べて偏在度が大きく縮小する。さらに、ここ10数年を見れば、交付税で調整した後に比べても大幅に小さくなっている。地域間の税収格差の問題は、東京都への一極集中がもたらす副産物の一つであり、東京都の扱い如何が税収格差是正のかぎを握っていると言えよう。

2. 我が国の地方税体系の特徴

地域間の税収格差は、突き詰めれば、人口や企業・産業の偏在に起因する。Uターン支援や企業誘致など個別自治体による地道な取組はあっても、ミクロの施策であるため、目に見える効果は期待しにくい。

以下では、マクロの観点から、格差が生ずる基となる我が国地方税体系の特徴を見ることとする。

2-1 国際比較でも顕著な法人所得課税への依存

図表2は、17年度決算の計数に基づき、国と地方の税収構造を見たものである。歳入区分は、大きく所得課税、消費課税、資産課税等に分けられる。まず国を見ると、所得税、法人税など所得課税が57.3%、消費税、揮発油税など消費課税が37.4%、相続税など資産課税等が5.2%と、所得と消費を中心とした税体系であることが分かる。

これに対し、都道府県では道府県民税や事業税など所得課税が55.8%、地方消費税などの消費課税が40.6%、不動産取得税などの資産課税等が3.6%となっている。所得と消費を中心とする、国と極めて似通った税体系であることが分かる。一方、市町村を見ると、たばこ税などの消費課税が5.2%にとどまる一方、市町村民税など所得課税が41.7%、固定資産税などの資産課税が53.1%と、所得と資産を中心とした税体系になっている。なお、道府県と市町村を併せた「地方」全体では、所得課税が47.9%、資産課税等が31.4%、消費課税が20.7%と、国と比べても課税ベースの偏りが小さい税体系になっている。

次に、主要先進国との比較を通じて、我が国の地方税体系の特徴を見ることとする。図表3は、連邦制国家3か国（ドイツ、アメリカ、カナダ）と単一制国家4か国（日本、イギリス、フランス、スウェーデン）について、地方税収

の内訳を課税ベースごとに分類したものである。

図表2 国と地方の税収構造（17年度）

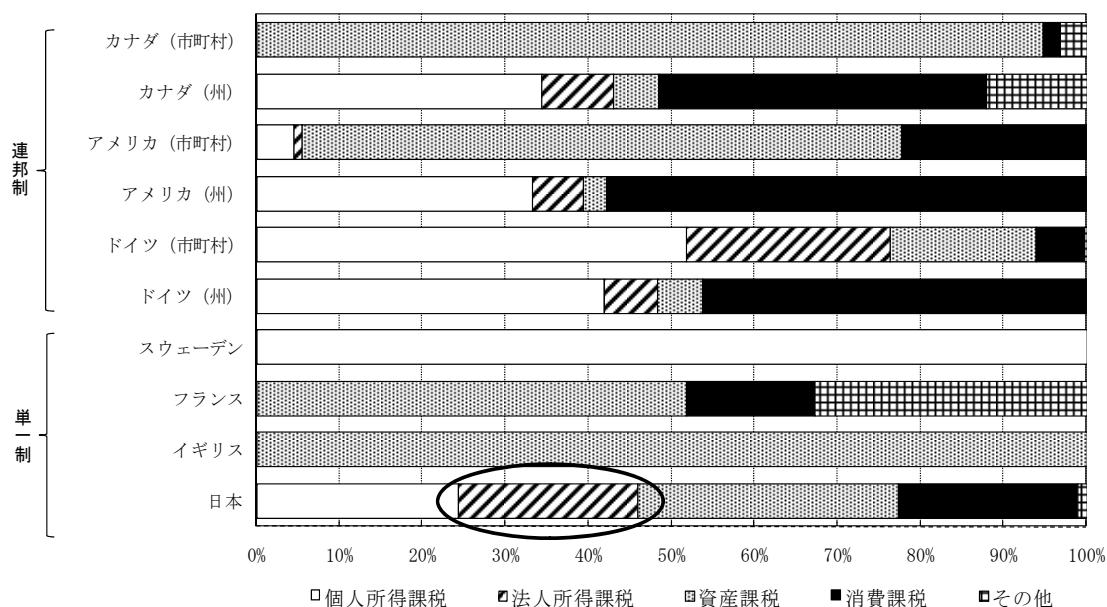
（ ）内は、平成17年度税収入額。単位：兆円

		所得課税	消費課税	資産課税等	計
国		所得税(16.7) 法人税(13.3)	消費税(10.6) 揮発油税(2.9) 酒税(1.6) たばこ税(0.9) 自動車重量税(1.1) 石油ガス税(0.03)等	相続税(1.6) 登録免許税(0.5)等	
		個人31.9%、法人25.4%			
		57.3%(30.0)	37.4%(19.6)	5.2%(2.7)	(52.3)
地方	道府県	法人事業税(4.7) 個人道府県民税(2.4) 法人道府県民税(1.0) 道府県民税利子割(0.2) 個人事業税(0.2)	地方消費税(2.6) 自動車税(1.8) 軽油引取税(1.1) 自動車取得税(0.5) 道府県たばこ税(0.3)等	不動産取得税(0.5)等	
		個人18.5%、法人37.3%			
		55.8%(8.5)	40.6%(6.2)	3.6%(0.5)	(15.2)
市町村		個人市町村民税(5.7) 法人市町村民税(2.5)	市町村たばこ税(0.8) 軽自動車税(0.2)等	固定資産税(8.9) 都市計画税(1.2) 特別土地保有税(0.0) 事業所税(0.3)等	
		個人29.1%、法人12.6%			
		41.7%(8.2)	5.2%(1.0)	53.1%(10.4)	(19.6)
計		47.9%(16.7)	20.7%(7.2)	31.4%(10.9)	(34.8)
		(46.6)	(26.8)	(13.7)	(87.1)

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっており、計と一致しない場合がある。

(出所) 総務省資料

図表3 主要先進国における地方税体系の比較（2004年）



(注) フランスの「その他」は「職業税(“Taxes on payroll and workforce”）」を含む。また、カナダ(州)の「その他」は職業税及び「社会保障税(“Social security contributions”）」を含む。

(出所) OECD “Revenue Statistics 1965-2005” より作成

国際的に見ると、我が国の地方税体系には2つの特徴を見いだすことができる。第一の特徴は、前述のように、全体では課税ベースの偏りが小さいことである。同じ単一制国家を見るとイギリスは資産課税が100%、スウェーデンは個人所得課税が100%、フランスも資産課税が51.7%など課税ベースの偏りが大きく、我が国は例外的ですらある。同様の傾向は連邦制国家でも見られるが、州と市町村で役割分担が行われており、例えばアメリカでは市町村レベルでは資産課税に大きく依存する一方、州レベルでは消費課税が中心となっている。

もう一つの特徴は、法人所得課税のシェアが高いことである。図表3における単一制国家の地方税には法人所得課税が存在せず、連邦制国家のそれも日本ほど高くない。その中であって、ドイツだけは法人所得課税のシェアが比較的高めであるが、同国では2007年7月に「2008年法人税改革法」が成立し、2008年1月から地方税も含めた法人実効税率が引き下げられることとなっている。我が国の地方税体系における法人所得課税の位置付けは、国際的に見ると、やや特異なものであると言えよう⁸。

2-2 偏在度の高い法人二税

次に、地方税の主要税目の偏在度につき比較検討する。図表4は、17年度における地方税の主要税目の税収と、一人当たり税収の偏在度を見たものである（なお、一人当たり税収額が最大である自治体の税収額を、最小の自治体の税収額で除したものを偏在度とした）⁹。

これによると、地方消費税、たばこ税、固定資産税などは偏在度が2倍前後であり、偏在度の小さな税目と見ることができる。一方、都道府県、市町村のいずれにおいても、「法人二税」と言われる法人住民税、法人事業税の偏在度は6～7倍と突出している。なお、図表1に倣い、東京都の税収が個別税目の偏在に与える影響を探るため、東京都を除く46道府県で税目ごとの偏在度を算出した。東京都を含めた場合と含めない場合とを比較すると、ほかの税目ではそ

⁸ シャウブ税制における税源配分では、道府県には消費課税である入場税と遊興飲食税のほかに、全く新しい税である付加価値税が設けられた。しかし、付加価値税は産業界の反対によって実施が延期され（後に廃止）、所得課税である事業税が存続することとなった。国、道府県、市町村で税源が重複するようになった背景には、シャウブ税制が理想とした国と地方の税源分離が十分に実現しなかったことがある。

⁹ 総務省が19年9月28日に発表した「平成18年度都道府県普通会計決算の概要（速報）」によれば、人口一人当たり地方税収の都道府県間格差は18年度で3.1倍と、17年度（3.2倍）比ほぼ横ばいとなった。また、分割基準の見直しなどで、法人二税では6.1倍と、17年度の6.5倍に比べると格差は縮小した（日本経済新聞 平成19年9月29日）。なお、これらは超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いた「地方財政計画額ベース」の計数であり、決算額を基に算出した図表1及び4の計数とはベースが若干異なることに留意が必要である。

れほどではないものの、法人二税では偏在度に大きな差が生じることが分かる。また、法人二税は所得課税であることから、消費課税や資産課税と比べて景気変動の影響を受けやすく振幅が大きい(図表5)。前掲図表1で、景気と格差の方向がおおむね連動している背景には、法人二税を中心とする所得課税の変動が影響しているものと考えられる。

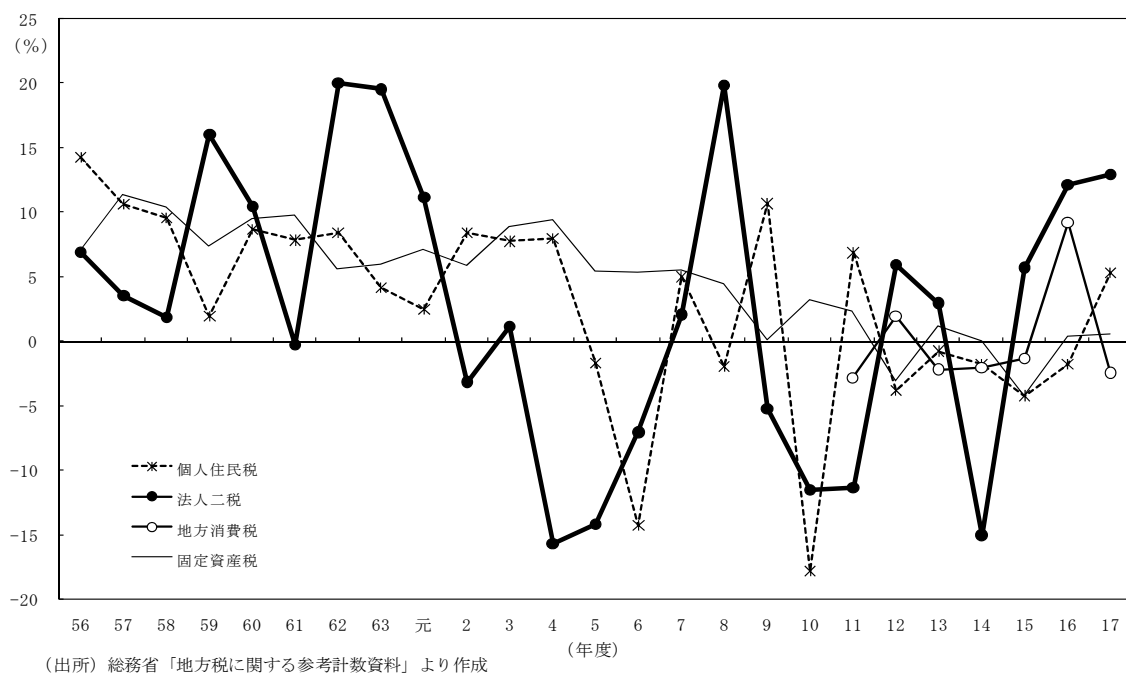
図表4 地方税主要税目の偏在度(17年度)

	税収(兆円)	最大/最小(倍)		
		東京都を含む	東京都を除く	
道府県	道府県民税(個人)	2.4	3.2	2.5
	道府県民税(法人)	1.0	6.3	3.5
	事業税(法人)	4.7	7.1	3.9
	地方消費税(清算後)	2.6	2.0	1.5
	道府県たばこ税	0.3	1.6	1.6
	軽油引取税	1.1	3.1	2.9
	自動車税	1.8	1.9	1.9
市町村	市町村民税(個人)	5.7	3.4	2.6
	市町村民税(法人)	2.5	7.1	3.6
	固定資産税	8.9	2.4	1.9
	市町村たばこ税	1.0	1.6	1.6

(注)シャドーは、法人二税。

(出所)総務省資料より作成

図表5 地方税主要税目の対前年度伸び率



地方税体系の観点からは、偏在度の大きな税目である法人二税が地方税体系において高いシェアを有すること、そして法人二税の所得弾性値が大きいことが、地域間の税収格差が拡大している主因であるといえよう。

3. 税制による税収格差是正の困難性

「ふるさと納税」構想を皮切りに、現在、地方税制の見直しを軸とした格差是正策が議論のそ上に上っている。以下、税源移譲や地方税制の見直しに伴い生じる諸問題を中心に検討する。

3-1 税源移譲が税収格差に与える影響

16年度から18年度にかけて行われた三位一体改革では、国税である所得税から、地方税である個人住民税へ3兆円規模の税源移譲が行われた。これによりマクロの国民負担が変わることはないが、個別自治体の財政にどのような影響を与えるのかが注目される。

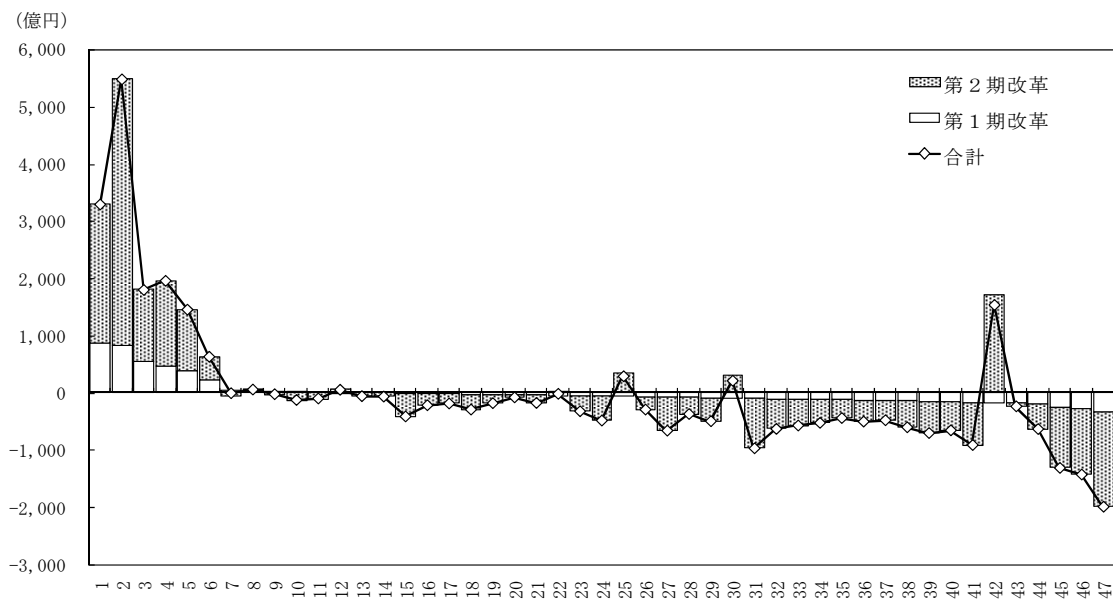
これについて、全国知事会の地方税制小委員会（以下「小委」という。）は、「中間とりまとめ」において、「偏在性の少ない地方消費税や個人住民税の充実を図っても、格差の拡大が避けられ」ないとしている。交付団体は税源移譲により交付税が減少するが、不交付団体は税源移譲分がそのままネットの歳入増加となるためである。小委の試算によると、3兆円の税源移譲（個人住民税の10%税率フラット化）と同額の国庫補助負担金削減（「第1期改革」）の影響として、地方全体では歳入中立であるが、個別に見るとネットの収入は12都県で増加、35道府県で減少する。

小委はまた、国と地方の税収1:1を目指して、仮に今後5.9兆円の税源移譲が行われた場合（「第2期改革」）の試算も、併せて示している。これによると、都道府県関係の国庫補助負担金のほぼすべてである5.9兆円¹⁰を廃止又は削減し、地方消費税3.7兆円と個人住民税2.2兆円を税源移譲しても、上記の3兆円の税源移譲の場合とほぼ同様の結果となる。図表6は、両者の影響額を単純合計したものであるが、個々の団体ごとの収入格差は拡大している。

税源移譲のみでは、約3/4の都道府県においてネットの収入減少につながりかねないため、小委は結論として、「税源移譲と偏在是正の一体的な解決が必要」であるとしている。

¹⁰ 17年度決算ベース。内訳は、義務教育費国庫負担金2兆638億円、生活保護費負担金1,638億円、児童保護費負担金1,314億円、普通建設事業費国庫補助負担金2兆3,243億円など。

図表6 税源移譲に伴い拡大する財政収支の格差
 (「税源移譲額」－「国庫補助負担額の削減額」)



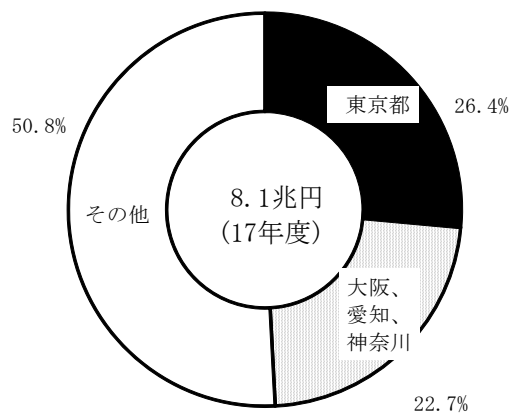
(注1) 1～47は、都道府県。
 (注2) 第1期改革は県・市町村分の合計、第2期改革は県分のみで試算したもの。
 (出所) 全国知事会地方税制小委員会資料(19年7月4日)より作成

3-2 焦点は法人二税と消費税

現在議論されている偏在是正策の多くは、最も偏在度の大きな税目である法人二税に係るものである。

企業は自治体に対し、従業者数、事務所数などを基準に利益を分割して納税しているため、東京都など一部の自治体に税収が集中している。17年度の法人二税(都道府県)の内訳を見ると、東京都だけで26.2%と全体の1/4強、大阪・愛知・神奈川を加えた4都府県では、49.1%とほぼ半分を占めている(図表7)。

図表7 4都府県に集中する法人二税



(出所) 総務省「地方税に関する参考計数資料」より作成

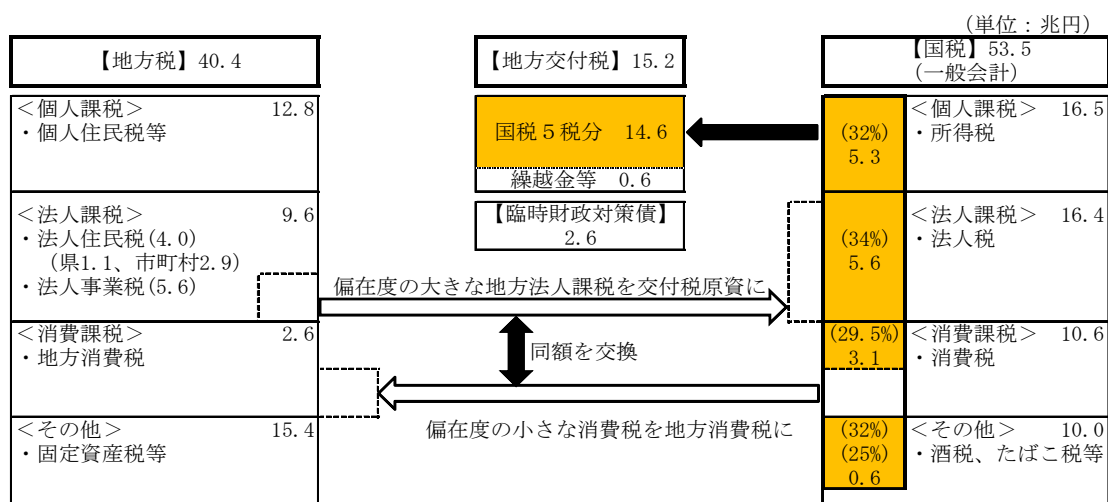
これを、人口や売上高などほかの配分基準も加味することで、より幅広い自治体に配分することができれば、税収の偏在是正につながる。この「法人二税の分割基準の見直し」は、地方内部で財源の過不足を調整する水平的財政調整の一つであり、国と地方の税収配分には影響を与えないことから、国(財務省)と

の合意を得やすい考え方ではある。

しかし、これには東京都など複数の自治体が、「受益者負担」という地方税の原則に抵触するなどの理由を掲げ、明確に反対の意向を表明している¹¹。また、多くの自治体は、企業誘致に向け恒常的な取組を行っているが、分割基準の度重なる見直し¹²は、そのような自治体の創意工夫に水を差す可能性もある。

なお、前述のように、法人二税は極めて景気感应度の高い税目である（前掲図表5）。今般、法人二税の分割基準の見直しに反対している東京都など4都府県¹³が、平成10年には、景気低迷に伴う法人二税等の減収により財政危機宣言に追い込まれていたことは示唆的である。すなわち、法人二税の増収で潤う足元の状況を基準に制度を改正すれば、一時的に格差は緩和されるかもしれないが、景気後退期における減収時には再度の改正が必要になるおそれがある。

図表8 税源交換のイメージ



(注1) 国は19年度当初予算、地方は19年度地方財政計画

(注2) %表示は、交付税率

(出所) 全国知事会地方税制小委員会資料(19年7月4日)に一部修正・加筆

このように、景気による振幅の大きな税目は、地方財政の安定にとって攪乱要因となりかねない。そのため、不安定な税源は国税化し、面積や人口などに

¹¹ 東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の4都府県知事は、「地方財政の見直しに対する緊急アピール」(平成19年6月12日)の中で、法人二税を中心に地域間の税収の偏在を殊更に強調することは、「国と地方」の分権改革の議論を「都市対地方」の税源配分の問題にすり替えることに他ならない」と強い危ぐを表明している。

¹² 法人事業税の分割基準は過去に幾度も改正されているが、そのうち2度(昭和45年度、平成元年度)は、大都市部への法人関係税収の過度の集中を背景としている。また、各都道府県の事業税収の構成比と事業活動規模の構成比がかい離していることなどを背景に、17年度にも改正が行われた。

¹³ 脚注11参照。

応じて地方に再配分すればよいという考え方が出てくる。言わば、法人二税の「交付税化」若しくは「譲与税化」であるが、これは国の地方に対する税の再配分権限の拡大につながることから、地方分権の流れに逆行すると見る向きもある。

偏在是正の議論をめぐっては、偏在度の小さな消費税への注目度も高い。偏在度の大きい法人二税と、小さい消費税との税源交換を行うことで、地方税収全体の偏在度が緩和される。また、消費税は法人二税に比べ景気変動の影響を受けにくいいため、地方税収の安定化にも寄与すると考えられる（図表8）。

税源交換が税収格差の是正に結びつくものだとしても、ネットの税源移譲にならないため、一步踏み込んで消費税から地方消費税への本格的な税源移譲を求める意見も根強い。しかし、国（財務省）は安定的な社会保障財源として期待される消費税の移譲に難色を示している。地方内部の財政調整を超えて、国と地方の税収配分の変更をもたらすような格差是正策に対しては、これまで地方への財政移転で膨らんだ国の債務残高の一部を、地方が何らかの形で分担することが求められる可能性もあろう。

このように、法人二税は東京都など富裕な自治体とそうでない自治体、消費税は国と地方との利害対立が想定され、関係者間の合意を得ることは難しい。偏在是正への取組に際しては、そもそも税収格差がなぜ問題となるのかという原点に立ち返ることが必要である。

3-3 交付税改革との連動も必要

図表9は、交付税の仕組みを図示したものである。交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る自治体（交付団体）に対し、その差額（財源不足額）に応じて交付される一般財源であり¹⁴、これにより税収の少ない自治体であっても、標準的な行政サービスが保障される（財源保障機能）。過去30年を見ても、都道府県・市町村を併せて9割以上の自治体が交付団体であるが¹⁵、国の財源（交付税原資）に余裕がある間は、増加する財源不足額にも対応することができたため、税収格差は問題にならなかった。

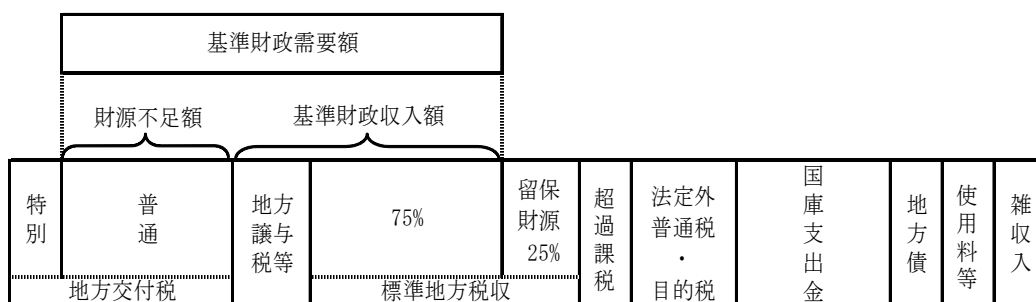
¹⁴ 基準財政需要額とは、各自治体が標準的な行政サービスを行うのに必要な経費であり、基準財政収入額とは、標準的な状態で徴収しうる税収入等のうち一定割合である。

¹⁵ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）には、「例えば人口20万人以上の市の半分などの目標を定めて、交付税に依存しない不交付団体の増加を目指す。」とある。総務省「平成19年度 不交付団体の状況」によると、「人口20万人以上不交付団体比率」は19年度において30.1%であり、17年度の21.1%に比べて9ポイント上昇している。

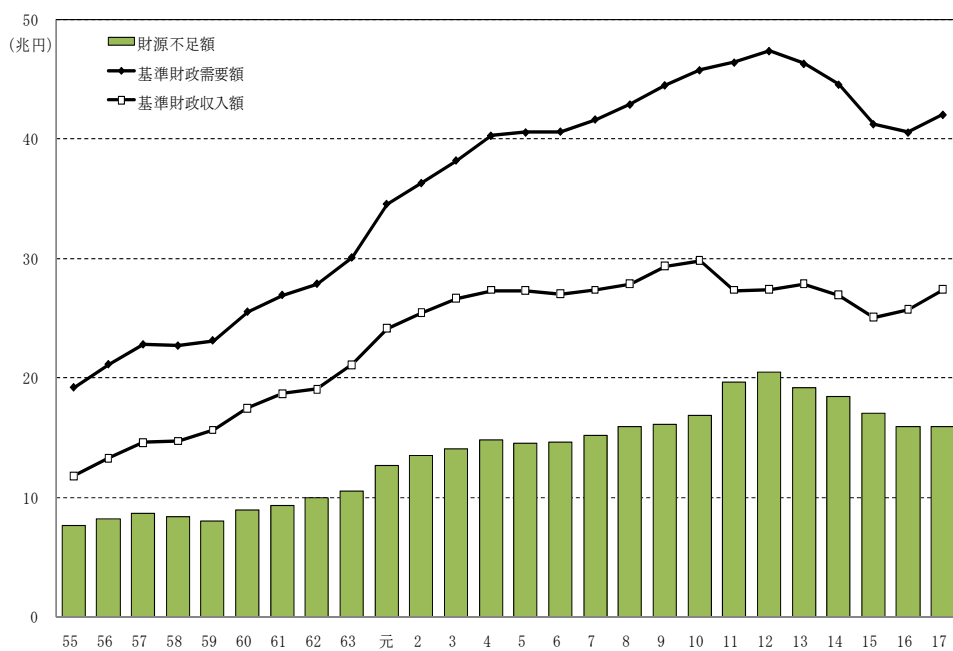
しかし、三位一体改革により、交付税の財源保障機能全般の見直し・縮小が掲げられたことから、自治体本来の税収格差が再度露呈することとなった。これは既に行政サービス水準の格差として表面化し始めており¹⁶、この状態が続けば、交付税によって財源保障されている標準的な行政サービスの供給に支障を来す自治体が現れるおそれがある。

足元の税収が堅調であることから、税収格差是正の直接的な対応策として、

図表9 地方交付税の仕組み



図表10 基準財政需要額と基準財政収入額の推移



(注) 計数はいずれも都道府県、市町村計。
(出所) 総務省「地方財政統計年報」より作成

¹⁶ 小規模自治体の財政難が目立ち、人口1万人未満の自治体の8割近くが、交付税の減少を機に行政サービスを見直している（朝日新聞 平成18年12月3日）。なお、一部の自治体には潤沢な税収を背景に、過剰な行政サービスを行っているとも受け取られかねない事例がある。したがって、行政サービスの水準で自治体間の比較を行うことは、必ずしも適切ではない。

交付税の増額や配分の見直しを唱える向きもある。しかし、「法人二税の分割基準の見直し」と同様に、税収環境が好調であるときを基準に制度の見直しを行うことは、一時的なカンフル剤とはなっても、中長期的な解決策とはならない。

むしろ、前述のように、交付団体の比率に長期にわたり大きな変化が見られないことに、より注目する必要がある。これは、基準財政需要額と基準財政収入額との間に構造的なかい離があることにほかならないが（図表 10）、これは国がナショナル・ミニマムを超えた過大な行政需要を保障しているか、又は地方の税収が絶対的に不足しているかのいずれか（又はその両方）であることを意味している。短期的な効果は望めないが、中長期的に両者のかい離を縮めていくこと、すなわち国が財源保障する範囲を見極めるとともに、税源移譲等を通じて税収基盤を強化することが必要となる。これらは本来、三位一体改革の過程で取り組むこととされていた課題のはずである。

税収格差の顕在化は、三位一体改革に未完の課題が多く残されていることを示唆している。そして、格差是正という命題が加わったことで、今後の分権改革は一層困難なものになったと見ることもできよう。

おわりに

地方税体系は応益性、安定性、普遍性などの地方税原則を満たすことが望ましいとされる¹⁷。税収格差是正も、この枠組みの中で行う必要がある。

本稿で触れた論点以外でも、特に法人二税をめぐるのは、国際競争力の観点から、その廃止も含めた見直しを求める声が経済団体を中心にあがっている。このように、税制にその解決をゆだねられる課題は多い。複数の経済目標がある場合、それらすべてを達成しようとするには、同じ数だけの政策手段が必要であると言われる。これに従うなら、税収格差是正は必ずしも地方税制の見直しによって行う必要はなく、財政調整制度（交付税）の見直しなどほかの政策手段を割り当てることができれば、より柔軟な政策対応が可能となる。

格差とはもとより多義的で相対的な概念であり、まずもって政策により是正すべき範囲と受忍すべき範囲をある程度明確にしなければならない。観念的な格差是正を追求することにより、地方税体系をゆがめないような配慮が求められる。

¹⁷ 公正・中立・簡素などの一般的な租税原則に加え、地方税については、その性格に由来する独自の租税原則がある。そのうち、重要なものとしては、応益性の原則（自治体の提供する公共サービスによって受ける利益に応じて税負担を行うこと）、安定性の原則（景気変動などの影響を受けずに安定的に収入されること）、普遍性の原則（いずれの地域にも普遍的に税源が存在していること）などがある。

【参考文献】

上村敏之『はじめて学ぶ国と地方の財政学』日本評論社、2005年3月

林宜嗣『地方財政』有斐閣、1999年9月

みずほ政策インサイト「地方税の国際比較～三位一体の改革の税源移譲に向けての留意点」みずほ総合研究所、2004年11月26日

(内線 3294)